**【会社設立（取締役非設置／一人取締役型）情報シート】**

※以下のシートに必要情報を記入の上、フィールドをアップデートすると、情報シートに記入した情報が各書面に反映されます。

|  |  |
| --- | --- |
| 会社名（和文） | [●●●●株式会社] |
| 会社名（英文） | [●●●● Corporation] |
| 本店所在地（定款） | [東京都●●区●●町●丁目●番●号] |
| 会社住所 | [東京都●●区●●町●丁目●番●号] |
| 事業目的 | [●●●●] |
| 発行可能株式総数 | [1,000,000] |
| 事業年度 | [●月●日から●月●日] |
| 設立に際して出資される財産の価額 | [100,000円] |
| 発起人住所 | [東京都●区●●町●丁目●番●号] |
| 発起人氏名 | [●●　●●] |
| 発起人が割当てを受ける設立時発行株式の数及び払込金額 | [100,000株]  [100,000円] |
| 設立時の資本金および資本準備金の額 | 資本金：[50,000円]  資本準備金：[50,000円] |
| 最初の事業年度末 | [●●●●年●月●日] |
| 設立時取締役／代表取締役 | [●●　●●] |
| 設立時取締役住所 | [東京都●区●●町●丁目●番●号] |
| 定款作成日／発起人決定日／調査報告書日付／就任承諾書日付 | [●●●●年●月●日] |
| 払込取扱場所 | [●●銀行　●●支店]  [東京都▲▲区▲▲町▲丁目▲番▲号] |
| 担当弁護士 | [東京都▲▲区▲▲町▲丁目▲番▲号]  [●●法律事務所]  [●●　●●] |

●●●●株式会社

定　　款

1. 総則
2. （商号）

当会社は、●●●●株式会社と称し、英文では、●●●● Corporationと表示する。

1. （目的）

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. ●●●●
2. 前号に付帯関連する一切の事業
3. その他法令上適法と認められる一切の事業
4. （本店の所在地）

当会社は、本店を東京都●●区●●町●丁目●番●号に置く。

1. （公告方法）

当会社の公告は、官報に掲載して行う。

1. 株式
2. （発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は、1,000,000株とする。

1. （株券の不発行）

当会社は、株式に係る株券を発行しない。

1. （株式の譲渡制限）

当会社の株式を譲渡により取得することについて、株主または株式取得者は株主総会の承認を受けなければならない。

1. （相続人等に対する売渡しの請求）

当会社は、相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

1. （特定の株主からの自己株式の取得）

当会社が株主総会の決議によって特定の株主からその有する株式の全部又は一部を取得する場合、当該特定の株主以外の株主は、自己を売主に追加することを請求することができない。

1. （株式の割当てを受ける権利等の決定）

当会社は、当会社の株式（自己株式の処分による株式を含む。）及び新株予約権を引き受ける者の募集において、株主に株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与える場合には、その募集事項、株主に当該株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与える旨及びその申込みの期日は取締役の決定によって定める。

1. （株主名簿記載事項の記載の請求）

当会社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載または記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、もしくは記録された者またはその相続人その他の一般承継人が当会社所定の書式による請求書に署名または記名押印し、共同して請求しなければならない。ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

1. （株主の住所等の届出等）
   1. 当会社の株主、登録株式質権者またはその法定代理人もしくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名または名称および住所ならびに印鑑を当会社に届け出なければならない。ただし、署名の習慣のある外国人は、署名鑑をもって印鑑に代えることができる。
   2. 前項の届出事項に変更を生じた場合も、同様とする。
   3. 当会社に提出する書類には、本条により届け出た印鑑または署名鑑を用いなければならない。
2. 株主総会
3. （招集）

当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

1. （定時株主総会の基準日）

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎事業年度末日とする。

1. （招集権者および議長）

株主総会は、代表取締役社長がこれを招集し、議長となる。

1. （招集手続）
   1. 株主総会の招集通知は、会日の前日までに議決権を行使することができる株主に対して発する。なお、招集通知は、書面ですることを要しない。
   2. 議決権を行使することができる株主の全員の同意があるときは、法令に別段の定めがある場合を除き、招集の手続を経ないで株主総会を開催することができる。
2. （決議の方法）

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

1. （議決権の代理行使）
   1. 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
   2. 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。
2. （決議等の省略）
   1. 取締役または株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき株主（当該事項について議決権を行使することができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。
   2. 取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき株主の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があったものとみなす。
3. 取締役
4. （員数）

当会社の取締役は、1名以上とする。

1. （選任方法）
   1. 取締役は、株主総会において選任する。
   2. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。
2. （任期）
   1. 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
   2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役または前任者の任期の満了する時までとする。
3. （業務の執行）

取締役が2名以上ある場合には、当会社の業務は、取締役の過半数をもって決定する。

1. （代表取締役および社長）
   1. 取締役が2名以上ある場合には、そのうち1名を代表取締役とし、取締役の互選により、取締役の中から代表取締役1名を定める。
   2. 代表取締役は、社長とする。
2. 計算
3. （事業年度）

当会社の事業年度は、毎年●月●日から●月●日までの1年とする。

1. （剰余金の配当）
   1. 当会社は、株主総会の決議によって、剰余金の配当を行う。
   2. 当会社の期末配当の基準日は、毎事業年度末日とする。
2. （配当財産の除斥期間）

配当財産がその交付開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその交付義務を免れる。

1. 附則
2. （設立に際して出資される財産の価額）

当会社の設立に際して出資される財産の価額は金100,000円とする。

1. （発起人の氏名または名称および住所等）

当会社の発起人の氏名または名称および住所ならびに発起人が割当てを受ける設立時発行株式の数およびその払込金額は、次のとおりとする。

東京都●区●●町●丁目●番●号　●●　●●

普通株式　100,000株　　金100,000円

1. （設立時の資本金および資本準備金の額）

当会社の設立時の資本金の額は金50,000円、資本準備金の額は金50,000円とする。

1. （最初の事業年度）

当会社の最初の事業年度は、第25条の規定にかかわらず、当会社成立の日から●●●●年●月●日までとする。

1. （設立時取締役）

当会社の設立時取締役は、次のとおりとする。

設立時取締役　　　●●　●●

以上、●●●●株式会社設立のため、発起人は、この定款を作成し、記名押印する。

●●●●年●月●日

●●●●株式会社

発起人　●●　●●

●●●●株式会社

認印

発起人決定書

●●●●年●月●日、東京都●●区●●町●丁目●番●号所在の当社創立事務所において、発起人である●●　●●は、下記事項を定めた。

記

1. 商号 ●●●●株式会社

（英文表記　）

1. 目的 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

　 （1）●●●●

　 （2）前号に付帯関連する一切の事業

　 （3）その他法令上適法と認められる一切の事業

1. 本店の所在地

東京都●●区●●町●丁目●番●号

1. 発行可能株式総数

1,000,000株

1. 株式の譲渡制限

当会社の株式を譲渡により取得することについて、株主又は株式取得者は株主総会の承認を受けなければならない。

1. 設立に際して出資される財産の価額

金100,000円

1. 発起人の氏名又は名称及び住所並びに発起人が割当てを受ける設立時発行株式の数及び設立時発行株式と引換えに払い込む金銭の額

東京都●区●●町●丁目●番●号

●●　●●

株式　100,000株 金100,000円

1. 成立後の資本金及び資本準備金の額

資本金の額 金50,000円

資本準備金の額 金50,000円

1. 払込取扱場所

●●銀行　●●支店

東京都▲▲区▲▲町▲丁目▲番▲号

1. 会社法第31条第1項に基づく当社成立前の定款の備置場所

東京都●●区●●町●丁目●番●号

当社創立事務所

1. 発起人は、当社の設立に関し、報酬その他の特別の利益を受けないものとし、また、現物出資をしないものとする。
2. 設立費用は、発起人が負担する。但し、定款の認証の手数料、定款に係る印紙税、設立時発行株式と引換えにする金銭の払込みの取扱いをした銀行等に支払うべき手数料及び報酬並びに当社の設立の登記の登録免許税は、当社の負担とする。
3. 発起人は、定款の作成、出資の履行その他会社の設立に関する一切の事務を執行する。

以上

上記決定事項を証するため、発起人が記名押印又は署名する。

●●●●年●月●日

●●●●株式会社

認印

発起人 東京都●区●●町●丁目●番●号

●●　●●

引受設立時発行株式数　　100,000株

●●●●株式会社

発起人決定書

認印

●●●●年●月●日、東京都●●区●●町●丁目●番●号所在の当社創立事務所において、発起人である●●　●●は、下記事項を定めた。

記

1. 本店の所在場所

東京都●●区●●町●丁目●番●号

以上

上記決定事項を証するため、発起人が記名押印又は署名する。

●●●●年●月●日

●●●●株式会社

認印

発起人 東京都●区●●町●丁目●番●号

●●　●●

調査報告書

認印

●●●●年●月●日、●●●●株式会社の定款第32条の規定において、私は設立時取締役に選任されたので、会社法第46条の規定に基づいて調査をした結果を、次のとおり報告する。

調査事項

1. ●●●●年●月●日までに出資の履行が完了していることは、発起人の口座の預金通帳の記録により認められる。
2. 上記事項のほか、●●●●株式会社の設立の手続が法令又は定款に違反していないことを認める。

●●●●年●月●日

●●●●株式会社

認印

設立時取締役　●●　●●

# 証　明　書

会社代表印

当社の設立時発行株式については、以下のとおり、全額の払込みがあったことを証明します。

設立時発行株式数　　　　100,000株

払込みを受けた金額　　　金100,000円

●●●●年●月●日

会社代表印

●●●●株式会社

設立時代表取締役　●●　●●

就任承諾書

個人実印

私は、貴社定款第32条の規定により設立時取締役に選任されましたので、その就任を承諾いたします。

●●●●株式会社　御中

●●●●年●月●日

東京都●区●●町●丁目●番●号

●●　●●

個人実印

委　　任　　状

（会社代表印）

私は、東京都▲▲区▲▲町▲丁目▲番▲号●●法律事務所●●法律事務所弁護士●●　●●を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

1. 当会社設立登記を申請する件

1. 原本還付請求及び受領の件

1. 申請補正を要する場合、補正又は取り下げをなす件

1. 上記に関するその他一切の件

以上

●●●●年●月●日

東京都●●区●●町●丁目●番●号

●●●●株式会社

代表取締役　●●　●●

（会社代表印）